

○菰野町身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

平成29年12月20日告示第51号

菰野町身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

菰野町身体障害者自動車操作訓練助成事業実施要綱（平成5年要綱第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、身体障がい者が自動車運転免許（以下「免許」という。）を取得した場合、その取得に要した費用の一部を助成することにより、身体障がい者の就労等社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）身体障がい者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）別表第5号の1級から4級までに該当する者をいう。
- （2）自動車運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する運転免許のうち、普通自動車免許をいう。

（助成対象者）

第3条 この事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）免許を取得した日から引き続き菰野町（以下「町」という。）内に住所を有する満18歳以上の身体障がい者
- （2）免許の取得により、就労等社会参加の促進が見込まれる者
- （3）免許を新規に取得した者
- （4）免許取得費助成を行う月の属する年の前年（確定していない場合は、前々年）の本人、その配偶者及び扶養義務者の市町村民税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額をいう。）を超えない者
- （5）道路交通法に規定する自動車教習所で操作訓練を受け、免許を取得した者
- （6）既にこの告示に基づく助成金の交付を受けていない者又はその他菰野町長（以下「町長」という。）がこれと同等と認める制度で助成金の交付又は費用の補助を受けていない者

（助成金額）

第4条 助成金の額は、免許取得に直接要した経費の3分の2以内の額とし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、免許を取得した日から6月以内に、身体障がい者自動車運転免許取得費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 身体障害者手帳の写し

(2) 運転免許証の写し

(3) 教習所証明書（様式第1号）

(4) 第3条第1号及び第4号を満たすことを明らかにする証明書。ただし、町が保有する情報を利用し調査を行うことに同意する場合を除く。

(交付決定)

第6条 町長は、前条により提出された書類を審査し、助成を決定したときは身体障がい者自動車運転免許取得費助成交付決定通知書（様式第2号）により、申請を却下することを決定したときは身体障がい者自動車運転免許取得費助成却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定による助成の決定を受けた者は、請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(返還)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(台帳整備)

第9条 町長は、助成金の交付状況を明らかにするため、身体障がい者自動車運転免許取得費助成金交付台帳を備えるものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。